

第7章 健康危機管理

<資料7> 災害発生時における患者給食の相互支援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、〇〇病院、△△病院及び□□病院（以下「協定施設」という。）が、災害等の発生により、栄養管理部門の施設・設備が使用不能になった場合、協定施設間において患者給食の相互援助（以下「援助」という。）を円滑に行うために必要な事項について定める。

(援助内容)

第2条 援助の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害等発生時に援助を受けようとする施設（以下「要請施設」という。）からの要請により、援助を行う施設（以下「援助施設」という。）が患者給食（原則として昼食と夕食）の提供を行う（朝食については要請施設で調達する。）。
- (2) その他、災害等発生時における患者給食の給付に関し特に要請のあった事項

(災害等発生の連絡)

第3条 協定施設は、あらかじめ相互援助に関する連絡部署を定め、必要な場合は速やかに相互に連絡を行うものとする。

(援助要請の手続)

第4条 要請施設は援助施設に対し、別紙「災害発生時における患者給食の援助要請書」（*）を提出し、援助の要請を行うものとする。

(援助に要する費用の負担)

第5条 援助に要する費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 食材料費（実食材料費）については要請施設の負担とする。
- (2) 患者給食搬送についての費用は、要請施設の負担とする。
- (3) その他の光熱水費、人件費等は援助施設の負担とする。

(有効期間等)

第6条 この協定は、各代表者が調印した日から起算して1年間効力を有する。ただし、期間満了の日から起算して3ヶ月前までに協定施設のうちから別段の意思表示がないときは、引き続き1年を単位とし、毎年更新する。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項で必要が生じた場合は、その都度協議して定める
また、この協定の実施に関し必要な事項は、第3条に定める連絡部署が協議して別に定める。
この協定の成立を証するため、各協定施設は記名押印の上、各1通を保持する。

平成〇〇年〇月〇日

佐賀市〇〇1丁目1番1号

〇〇病院

病院長 〇〇〇〇 印

佐賀市△△2丁目1番1号

△△病院

病院長 〇〇〇〇 印

佐賀市□□3丁目1番1号

□□病院

本手引書では別紙「災害発生時における患者給食の援助要請書」（）は省略しています
情報提供：地方独立行政法人佐賀県立病院好生館

第7章 健康危機管理

病院長 ○○○○ 印

第7章 健康危機管理

<資料7> 「災害発生時における患者給食の相互支援に関する協定」に関する申合せ

平成〇〇年〇月〇日

改 定

この申合せは、平成〇〇年〇月〇日に締結した災害発生時における患者給食の相互援助に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の取りかえについて、必要な事項を申し合わせるものである。

- 1 協定第3条に定める連絡部署は別紙1（*）のとおりとする。
- 2 援助対象の患者給食の内容は次のとおりとする。主な対象食種は軟食、特別食の一部である。なお、要請数及び援助可能な食数は別紙2（*）のとおりとする。
 - ① 主食 全粥・重湯とする。
 - ② 副食 統一献立（別紙3）（*）を参考とする。
- 3 材料の調達と調理については次のとおりとする。
 - (1) 必要な料理及び器具、濃厚流動食の申込み様式は別紙4（*）のとおりとする。
 - (2) 食材料は援助施設間で用意する。なお、原則として、食材料費については食事療養費Ⅰの患者負担相当額程度とする。
 - (3) 食器は使い捨てとし援助施設側が提供する。その他の器具は現物を返却する。
 - (4) 主食の全粥・重湯については食缶とする。食缶等は援助施設で洗浄消毒する。なお、要請書・納品書・受領書（別紙4）（*）を添えて行うものとする。
- 4 援助の対象となる患者給食の搬送については次のとおりとする。
 - (1) 搬送に使用する車両は温度管理・衛生面に十分注意し、車両の確保、搬送経路の設定は要請施設が行い、食缶等の搬送資材の調達は援助施設が行う。
 - (2) 援助施設は、可能な限り要請施設の食事時間を考慮して援助給食の準備を行う。

食事時間 朝食：8時、昼食：12時、夕食18時
 - (3) 各援助施設による患者給食の引渡しは、援助施設が指定する場所において行う。なお、要請書・納品書・受領書（別紙4）（*）を添えて行うものとする。
- 5 援助機関は、原則として要請施設の栄養管理部門が正常に開始できるまでの間とする。ただし、援助が長期にわたる場合は、別途協議することができる。

附則

この申合せは、協定書を締結した日から実施する。

本手引書では別紙1～4（）は省略しています
情報提供：地方独立行政法人佐賀県立病院好生館

第7章 健康危機管理

<資料8> 緊急時における代替え給食に関する覚書

〇〇病院（以下「甲」という。）と株式会社△△（以下「乙」という。）は、緊急時（甲における厨房設備の使用不能時等）において、甲が給食業務を全面停止又は一部縮小せざるを得ない場合には、患者給食の代替え給食（以下「代替給食」という。）を衛生面に配慮し、乙が供給することを目的として次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

第1条 代替給食は、朝食、昼食及び夕食とし、甲の要請により乙が調達・製造が可能な範囲で供給する。なお、天災等による物流ラインの断絶、製造バンダーの機能停止、災害発生時の国又は地方公共団体からの協力要請、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により、乙が代替給食の供給ができないことがあることを乙は了承する。

第2条 乙が功に代替給食を供給する期間は、甲が給食業務を全面停止又は一部縮小をせざるを得ない期間とし、甲の要請によって乙は可能な限り速やかに供給を開始するように努めるものとする。

第3条 乙は、代替給食を甲と事前に決定した場所へ搬入するものとする。

2 乙が供給する代替給食に使用する包装資材は、乙の仕様に基づくものとし、乙は包装資材の回収義務を負わないものとする。

第4条 乙が甲に代替給食を搬入する時刻は、別添の『緊急時における代替え給食に関する覚書』に関する申合せ』に定めるとおりとする。

第5条 乙が供給する代替給食の内容は、甲の要請段階で乙と協議を行い、そのときに乙が納入対応できる内容及び数量とする。ただし、乙が当該要請に対応できない場合があることを甲は了承する。

2 甲は代替給食の成分表示等その他の表示を十分確認し、患者の症状等を考慮した上で当該患者に適さないものを食べさせてはならないものとする。

なお、乙は、代替給食の内容が当該代替給食に表示される成分表示等その他の表示である限り、甲の患者が当該代替給食を食することによって生じるいかなる結果についても責任を負わないものとする。

また、患者から、当該患者に適さないものを食することによって生じた結果につき乙に損害賠償請求その他の請求があった場合には、乙は当該請求に対応するために乙が費やした一切の費用及び当該請求額を甲に請求できるものとする。

第6条 甲が乙に対して支払うべき費用8の額及び具体的な支払方法については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。なお、代替給食の売価については、乙の店舗における店頭価格とする。

第7条 乙の製品で事故が発生し、第三者に多大な迷惑及び損害を与えた場合は、甲及び乙が協議の上、その原因究明に努めるものとする。

2 自己の原因が甲又は乙のいずれか一方又は双方に起因する場合は、甲又は乙は責任を持ってその対応に当たるものとする。

第8条 本覚書に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

第9条 本覚書の有効期限は締結の日から起算して1年間効力を有する。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれか一方又は双方が解約の通知を行わない限り期間満了の日の次の日から引き続き1年間更新するものとし、以後も同様とする。

2 全校に定める有効期間中であっても、甲又は乙は、相手方に対する1ヶ月前の書面による予告をもって、本覚書所を解約できるものとする。

以上、本覚書の締結を証するため、甲及び乙は記名押印の上、本覚書を2通作成し、各自1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇月〇日

甲 佐賀市〇〇1丁目1番1号
〇〇病院
病院長 _____

乙 佐賀市△△2丁目1番1号
株式会社△△
代表取締役 _____

情報提供：地方独立行政法人佐賀県立病院好生館

第7章 健康危機管理

<資料8> 「緊急時における代替え給食に関する覚書」に関する申合せ

この申合せは、平成〇〇年〇月〇日付けで締結した「緊急時における代替え給食に関する覚書（以下「覚書」という。）第8条に基づき、覚書の取扱いについて、必要な事項を定めたものである。

(連絡部署)

- 1 連絡部署は、下記のとおりとする
 - 甲 〇〇病院 栄養管理科（担当者）栄養管理長
佐賀県佐賀市〇〇1丁目1番1号
TEL： FAX：
 - 乙 株式会社△△（部署又は担当者）佐賀地区事務所
佐賀市△△2丁目1番1号
TEL： FAX：

なお、上記の内容に変更がある場合には、別途連絡部署を甲乙両者が書面にて確認するものとする

(代替給食の内容と依頼方法)

- 2 代替給食の内容は、次のとおりとする。
 - ①食 品 弁当（そのとき供給し得るもの）
 - ②飲 料 お茶、水、ジュース類など（そのとき供給し得るもの）
 - ③その他 割り箸、おしぼり
- 3 依頼は、別紙の代替給食依頼書（*）による
- 4 依頼締め切り時間は、原則として次のとおりとする。
朝食 前日午前8時まで 昼食及び夕食 前日午後1時まで

(搬入)

- 5 搬入については、次のとおりとする。
 - ① 搬入方法 乙の保冷車による。
 - ② 搬入時刻

病院名	朝	昼	夕
〇〇病院	5:30~6:30	10:00~11:00	16:30~17:00

- ③ 甲は、道路混雑状況等の諸事情により乙の搬入時刻が前後することを了承する。なお、この申合せ搬入時刻である限り搬入費用は発生しないものとする。
ただし、甲が搬入時刻を指定し、かつ乙が対応可能である場合は、搬入費用は功の負担とする。

(支払)

- 6 代替給食の供給による費用の支払いは、当月末締めの翌月末払いとし、乙指定の下記銀行口座への振り込みにより支払うものとする。また、払い込み手数料は乙負担とする。

【銀行口座】

附則 この申合せは、覚書を締結した日から発行する。

*本手引書では別紙「代替給食依頼書」は省略しています
情報提供：地方独立行政法人佐賀県立病院好生館